

# 江津市通学路安全推進会議規約

## (名 称)

第 1 条 この会議は、「江津市通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という）と称する。

## (目 的)

第 2 条 推進会議は、関係機関が相互に連携・協同して、通学路の安全確保に向けた取組を推進することを目的とする。

## (取 組)

第 3 条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の取り組みを行う。

- (1) 通学路の安全確保の取組に関する協議。
- (2) 通学路の安全確保に関する情報及び意見交換。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項。

## (構成員)

第 4 条 推進会議は、次の者を構成員とする。

- (1) 国土交通省浜田河川国道事務所道路管理課長
- (2) 島根県浜田県土整備事務所維持第二課長
- (3) 江津警察署交通課長
- (4) 江津市校長会長（小学校・中学校）
- (5) 江津市 P T A 連合会代表
- (6) 江津市総務課長
- (7) 江津市土木建設課長
- (8) 江津市教育委員会学校教育課長

2 前項に掲げる者の外、特に会長が必要と認める者を構成員にすることができる。

## (役 員)

第 5 条 推進会議には、会長 1 名及び副会長 1 名を置く。

- 1 会長は、江津市教育委員会学校教育課長を充てる。
- 2 副会長は、江津市土木建設課長を充てる。
- 3 会長は、推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時はその職務を代理する。

## (推進会議)

第 6 条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

## (事務局)

第 7 条 事務局は、江津市教育委員会学校教育課に置く。

## 附 則

この規約は、平成 26 年 10 月 7 日から施行する。

この規約は、令和元年 11 月 7 日から施行する。